

浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の実施誓約書

令和 年 月 日

江南市長 様

補助対象者 住所

氏名

(本人署名)

私は、浄化槽設置後使用するにあたり、常に正常な機能を維持するために、下記のとおり浄化槽法で定められた維持管理を定期的実施することを誓約します。

記

浄化槽

人槽設置 (補助金交付申請)

1. 法定検査 (法7条及び11条)

浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するため、愛知県知事が指定した検査機関に依頼し、実施するものです。

法定検査には、以下の2種類があります。

・設置後等の水質検査 (7条検査)

- ・浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認。
- ・浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に受検が必要。

・定期検査 (11条検査)

- ・浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が十分に発揮され所定の放流水質が維持されているかを確認。
- ・毎年1回、定期的に受検が必要。

【指定検査機関】 一般社団法人 愛知県浄化槽協会 電話:052-481-7160

2. 保守点検 (法10条)

浄化槽の機器の点検、調整、修理や消毒薬の補充等を行うものです。愛知県知事の登録を受けた業者に委託し、浄化槽の種類ごとに定められた回数の実施が必要です。

3. 清掃 (法10条)

浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器の洗浄などを行うものです。江南市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、年1回以上の実施が必要です。

(江南市提出用)

浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の実施誓約書

令和 年 月 日

江南市長 様

補助対象者 住所

氏名

(本人署名)

私は、浄化槽設置後使用するにあたり、常に正常な機能を維持するために、下記のとおり浄化槽法で定められた維持管理を定期的実施することを誓約します。

記

浄化槽

人槽設置 (補助金交付申請)

1. 法定検査 (法7条及び11条)

浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するため、愛知県知事が指定した検査機関に依頼し、実施するものです。

法定検査には、以下の2種類があります。

・設置後等の水質検査 (7条検査)

- ・浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認。
- ・浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に受検が必要。

・定期検査 (11条検査)

- ・浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が十分に発揮され所定の放流水質が維持されているかを確認。
- ・毎年1回、定期的な受検が必要。

【指定検査機関】 一般社団法人 愛知県浄化槽協会 電話:052-481-7160

2. 保守点検 (法10条)

浄化槽の機器の点検、調整、修理や消毒薬の補充等を行うものです。愛知県知事の登録を受けた業者に委託し、浄化槽の種類ごとに定められた回数の実施が必要です。

3. 清掃 (法10条)

浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器の洗浄などを行うものです。江南市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、年1回以上の実施が必要です。

(申請書控用)